

会 員 各 位

熊本市歯科医師会  
会長 宮 本 格 尚

## 熊本市成人歯科実態調査業務への協力について（お願い）

平素より会員の皆様には、熊本市妊婦歯科健康診査事業や熊本市歯周病検診業務（R5年度から熊本市節目年齢歯科健診に名称変更予定）、さらには熊本県後期高齢者歯科口腔健康診査事業へご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、熊本市における歯科保健の推進については、第3次熊本市歯科保健基本計画に基づいて、行政や市民、関係団体と協働で乳幼児期から生涯を通じた歯及び口腔の健康の維持・増進に取り組んでいるところです。そのような中、令和5年度は、計画期間の最終年を迎えることとなっており、成人期における口腔内の現状を把握し、計画の最終評価を行うとともに、次期計画の成果指標設定に必要な基礎資料を得る必要があります。

つきましては、この度、熊本市から熊本市成人歯科実態調査業務の委託を受け、下記のとおり成人期における口腔内の実態把握に協力することになりましたので、会員の皆様のご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1. 委託業務の内容

成人歯科実態調査に協力を希望する20～69歳の市民に対し、口腔健康診査を実施する。

\*R5年度より熊本市歯周病検診業務から名称を変更する熊本市節目年齢歯科健診業務とは、異なりま  
すのでご注意ください。

#### <実施手順>

- ① 市民が「ひごまるコール」へ調査協力の申込みをする
- ② 熊本市健康づくり推進課から協力者へ「調査票（問診票・健診票）」が送付される
- ③ 協力者が会員診療所に「成人歯科実態調査」の予約の電話をする
- ④ 協力者が「調査票（問診票・健診票）」を持参するので、「調査票（問診票・健診票）」に基づき健診を行い、健診結果の説明を行う（持参されない場合は、マニュアルP10を参照）
- ⑤ 記入した「調査票（問診票・健診票）」を、熊本市歯科医師会事務局へ郵送する
- ⑥ 熊本市歯科医師会より健診歯科医療機関に委託料（3,400円）を支払う

\*「調査票（問診票・健診票）」の記載要領は、従来からある簡単な内容です。詳しくはマニュアルをご参照ください。

\*すべての会員診療所に協力者が来院するとは限りませんのでご了承ください。

2. 健診の実施期間・費用 令和5年4月1日～6月30日 協力者の自己負担：無料